

審査基準新旧対照表

旧	新
審 査 基 準 令和4年5月13日作成	審 査 基 準 令和7年8月8日作成
法 令 名 : 道路交通法	法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第104条の4第3項	根 拠 条 項 : 第104条の4第3項
処 分 の 概 要 : 申出による免許の付与	処 分 の 概 要 : 申出による免許の付与
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 <u>第107条第2項</u> （免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則 <u>第30条の9</u> （取消しの申請等）	法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 <u>第106条の3第2項</u> （免許証の返納等）、 <u>第106条の4第2項</u> （免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則 <u>第30条の7</u> （取消しの申請等）
審 査 基 準 :	審 査 基 準 :
○ 自動車運転免許試験場 即日 標準処理期間 : ○ 警察本部運転免許管理課及び警察署 15日間	○ 自動車運転免許試験場 即日 標準処理期間 : ○ 警察本部運転免許管理課及び警察署 15日間

警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場 申 請 先 : 又は警察署の交通担当課	警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場 申 請 先 : 又は警察署の交通担当課
警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内 5316） 、 <u>問 い 合 わ せ 先</u> : 警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は 警察署の交通担当課	警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内 5316） 、 <u>問 合 せ 先</u> : 警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は 警察署の交通担当課
備 考 :	備 考 :